

## **[事案 30-11] 入院給付金支払請求**

・平成 31 年 3 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

災害入院給付金および疾病入院給付金を請求したところ、既に 1 入院あたりの限度日数分支払っていることを理由に支払われなかったことを不服として、各給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

疾病により入院し（入院①）、続いて傷害により別の病院に入院したため（入院②）、平成 25 年 11 月に契約した医療保険に基づき疾病入院給付金および災害入院給付金を請求したところ、入院①より前になされた複数回の別入院を対象として、既に災害入院給付金および疾病入院給付金が 1 入院あたりの限度日数分まで支払われており、かつ、入院①および②の各開始日は別入院の退院日から約款所定の期間が経過していないとして、各給付金は不支払いとなった。しかし、以下の理由により、各給付金を支払ってほしい。

- (1) 別入院期間中におけるリハビリ時の事故に起因するけがにより、同事故発生日を境として、保険会社は別入院の原因をそれまでの「疾病」から「傷害」に切り替えた。その結果、別入院の前半については疾病入院給付金が支払われたのに対し、後半については災害入院給付金が支払われた。
- (2) しかし、同事故発生日に改めて入院が開始したわけではないから、別入院の後半は災害入院給付金の対象となる入院には該当せず、本入院はその前の災害入院給付金の対象となる入院の退院日から 180 日超が経過している。
- (3) 別入院期間中の事故がなければ同日には退院し、この時点で、疾病を原因とする別入院は終了していたはずだから、この終了時点と、本入院の開始日までの間隔は、約款所定の 180 日間超が空いている。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 別入院を対象として、既に、災害入院給付金および疾病入院給付金をそれぞれの限度日数分支払っている。
- (2) 入院①および②の各開始日は、別入院の退院日からいずれも 180 日が経過していない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、保険会社が入院①および②について災害入院給付金および疾病入院給付金を支払う義務があるとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。